



目 次

訓 令	ページ
◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	1
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正（広報広聴課）	2
◎全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（財 政 課）	2
◎西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更（ " ）	2
◎機構改革に伴う関係告示の一部改正（環境対策課）	2
○道路の区域決定（道 路 課）	2
○道路の区域変更（ " ）	3
○道路の供用開始（2件）（ " ）	3
高知県公安委員会告示	
○警備業法の規定による診断を行う医師の指定	3
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による診断を行う医師の指定	3
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	3

訓 令

高知県訓令第2号

本 庁
労働委員会事務局
収用委員会事務局
各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号、第3号及び第5号中「森林部及び海洋部」を「林業振興・環境部及び水産振興部」に改める。

別表第5安芸の項中「出先機関」を「出先機関（中央家畜保健衛生所田野支所を含む。）」に改め、同表中央東の項中「除く」を「除き、中央家畜保健衛生所香長支所及び中央家畜保健衛生所嶺北支所を含む」に改め、同表高知の項中「出先機関」を「出先機関（中央西農業振興センター高知農業改良普及所を含む。）」に改め、同表須崎の項中「出先機関」を「出先機関（西部家畜保健衛生所高南支所及び西部家畜保健衛生所禰原支所を含む。）」に改める。

別記第3号様式中

「

年齢	備 考

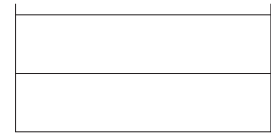
」

を

「

備 考

」



に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第3号
高知県教育委員会訓令第9号
高知県警察本部訓令第11号

本 庁
各 出 先 機 関
教育委員会事務局
教 育 機 関
警 察 本 部
警 察 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典
高知県警察本部長 平井 興宣

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令

高知県青少年対策推進本部等設置規程（昭和39年5月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「健康福祉部長」を「地域福祉部長」に改める。

第6条第3項中「健康福祉部こども課長」を「地域福祉部児童家庭課長」に、「健康福祉部こども課課長補佐」を「地域福祉部児童家庭課課長補佐」に改める。

別表中
「政策企画部長
文化環境部長」

を

「健康政策部長
文化生活部長」
に、
「森林部長
海洋部長」
を
「林業振興・環境部長
水産振興部長」
に、「健康福祉部副部長」を「地域福祉部副部長」に、
「県政情報課長
私学・大学支援課長
保健福祉課長」
を
「広報広聴課長
健康長寿政策課長
医療薬務課長」
に、

「こども課長
医療薬務課長」
を
「児童家庭課長
少子対策課長」
に、
「県民生活・男女共同参画課長」
を
「県民生活・男女共同参画課長
私学・大学支援課長」
に、「水産振興課長」を「漁業振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第277号

平成15年4月高知県告示第226号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

表中「保健福祉課」を「地域福祉政策課」に、

歯科技工士 試験	総合得点及 び科目別得 点	合格発表の日 から1月間	医療薬務課
-------------	---------------------	-----------------	-------

を

歯科技工士 試験	総合得点及 び科目別得 点	合格発表の日 から1月間	医療薬務課
登録販売者 試験	総合得点及 び科目別得 点	合格発表の日 から1月間	医療薬務課

に、「商工政策課」を「工業振興課」に改める。

高知県告示第278号

岡山市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、次のとおり全国自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年3月30日議決)の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

全国自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年3月30日議決)の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「浜松市」を「浜松市、岡山市」に改める。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

高知県告示第279号

岡山市を西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、次のとおり西日本宝くじ事務協議会規約(昭和33年3月23日議決)の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

西日本宝くじ事務協議会規約(昭和33年3月23日議決)の一部を次のように変更する。

第3条中「及び広島市」を「、広島市及び岡山市」に改める。

第6条中「二十人」を「二十一人」に改める。

第17条第2項中「及び広島県」を「、広島県及び岡山県」に、「広島市に」を「広島市に、岡山県にあつては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもつて岡山県及び岡山市に」に改める。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

高知県告示第280号

機構改革に伴い、次に掲げる告示中「高知県文化環境部環境対策課」を「高知県林業振興・環境部環境対策課」に改める。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 昭和48年3月高知県告示第110号(特定工場、特定作業において発生する騒音について規制する地域の指定)
- 昭和50年1月高知県告示第65号(騒音の規制地域の指定等)
- 昭和51年3月高知県告示第157号(騒音を規制する地域の指定)
- 昭和52年4月高知県告示第223号(騒音の規制地域の指定)
- 昭和53年3月高知県告示第184号(騒音を規制する地域の指定)
- 昭和53年8月高知県告示第429号(特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定)
- 昭和54年10月高知県告示第569号(騒音を規制する地域の指定)
- 昭和55年6月高知県告示第416号(騒音を規制する地域の指定)
- 昭和58年3月高知県告示第157号(騒音を規制する地域の指定)
- 昭和60年3月高知県告示第158号(騒音を規制する地域の指定)
- 昭和62年7月高知県告示第432号(航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域)
- 平成6年4月高知県告示第239号(特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定及び告示の廃止)
- 平成7年12月高知県告示第689号(悪臭防止法による規制地域の指定等)

高知県告示第281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、平成21年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 吾井郷下分
- 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市吾井郷字常貞乙1016番 1地先から	7.2	4,922
須崎市下分字渡場甲286番1 地先まで	46.0	

高知県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 197号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市下分字中島甲 262番1	前	9.6	33
		9.8	
須崎市下分字吉井甲 322番1から 須崎市下分字中島甲 262番1まで	後	9.8	63
		15.0	

高知県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 197号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市下分字吉井甲322番 1から 須崎市下分字中島甲262番 1まで	63	平成21年4月1 日

高知県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吾井郷下分
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市吾井郷字常貞乙1016 番1地先から 須崎市下分字渡場甲286番 1地先まで	4,922	平成21年4月1 日

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第4号

警備業法（昭和47年法律第117号）第51条及び高知県警備業法施行規則（平成15年高知県公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成21年4月1日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

氏名	病院名	所在地	指定年月日
竹島 強	岡豊病院	南国市岡豊町小蓮 689番地	平成21年4月 1日
永野 修	渡川病院	四万十市具同2278番 地1	平成21年4月 1日
岩村 久	芸西病院	安芸郡芸西村和食甲 4268番地	平成21年4月 1日

高知県公安委員会告示第5号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年高知県公安委員会規則第1号）第2条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成21年4月1日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

氏名	病院名	所在地	指定年月日
竹島 強	岡豊病院	南国市岡豊町小蓮 689番地	平成21年4月 1日
永野 修	渡川病院	四万十市具同2278番 地1	平成21年4月 1日
岩村 久	芸西病院	安芸郡芸西村和食甲 4268番地	平成21年4月 1日

高知県公安委員会告示第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、平成23年3月31日までとする。

平成21年4月1日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

住所	氏名	活動区域
高知市高須二丁目2番17号	池田 正寛	高知地区
高知市五台山2410番地	谷 巧	高知地区
高知市長尾山町157番地	水田 光昭	高知地区
高知市万々352番地	大崎 忠勝	高知地区
高知市薊野西町一丁目7番4号	小笠原悠旭	高知地区
高知市帯屋町二丁目1番4号	木山和二郎	高知地区
高知市本宮町18番地3	松井 正	高知地区
高知市百石町三丁目11番20号	島田 作治	高知南地区
高知市潮新町一丁目6番10号	岡本 友文	高知南地区
高知市朝倉丙380番地	三井 一士	高知南地区
高知市六泉寺町22番地	清岡 恭二	高知南地区

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

1 高知地区

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。

2 高知南地区

条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とする。